

三重県立図書館開館 30 周年記念事業開催業務仕様書

1 業務の目的

当該業務は、当館が三重県総合文化センターに移転・開館して 30 周年目の記念の年を迎えることから、図書館前の「知識の広場」等でマルシェを開催することにより、普段は図書館を利用しない方にも気軽に来館してもらい、新たな利用者の獲得と利用者増を目指すとともに、読書活動促進の地域イベントとして、読書文化の振興につなげることを目的に委託するものです。

2 開催日時

令和6年11月10日(日)10時から16時まで

※雨天決行。荒天の場合は中止し、順延は行わないものとする。

3 開催場所

三重県総合文化センター 知識の広場等

4 契約期間

契約締結日から令和6年12月27日(金)まで

5 委託業務の内容

マルシェの企画運営、会場設営、広報、スケジュール管理をはじめ、マルシェ開催に関わる業務一式とする。ただし、次の事項に沿って実施するものとする。

(1) 企画運営業務

① 企画・内容

以下のコーナー等を設けること。内容については、発注者に協議のうえ決定、実施すること。なお、当日の進行管理を行うこと。

ア 食品等販売コーナー(屋外:知識の広場)

・食品、雑貨及び飲食を伴うものなどの販売及びテイクアウトを行うコーナーを企画すること。

イ 会場となる三重県総合文化センターとの協議を十分に行い、企画を実施すること。

ウ 【自由提案】

・図書館に親しみや関心をもつ契機となるようなイベントを実施する等、来場者に対し、図書館の魅力のPR及び来場者数増に寄与する企画を提案し、発注者と協議のうえ実施すること。

②出展事業者の募集・選定

- ・出展事業者の募集は公募によるものとし、選定・交渉・連絡調整を行うこと。
- ・出店事業者の募集にあたり、次のとおり店舗数を確保すること。
食品等販売コーナー：30 店舗以上の確保に努め、少なくとも 20 店舗を確保すること。
- ・出展事業者の募集・選定に関しては、事前に発注者と協議すること。
- ・発注者や出展者・関係団体との連絡調整を綿密に行うため、専属の担当者を置くこと。
- ・飲食店、仕出し、菓子製造その他必要な営業資格を持ち、適正な品質管理ができると認められる事業者を選定すること。

③その他

- ・不測の事態に備え、事業開催に必要な保険に加入すること。
- ・イベントの性格上、開催に向けて企画内容の見直しが見込まれることから、発注者と調整を行い柔軟に対応すること。
- ・その他の事項については、発注者と協議すること。

(2) 会場設営関係業務

- ・実施に向けて必要な準備、申請、調整事務を行うこと。また、申請手続等で費用が発生する場合は受注者が負担すること。
- ・申請手続が必要なものについては、事前に申請先等に相談を行い、余裕をもって申請手続を行うこと。
- ・会場の設営、備品の借り上げ、撤去を行い、マルシェ終了後は原状復旧を図ること。
- ・歩行者の導線を考慮して、会場内外の適切な場所にイベントや会場案内の看板を設置し、出展ブース等の表示を行うこと。
- ・会場案内、雑踏整理、排出されたごみ等の処分を行うこと。
- ・イベントのPRに効果的なデザインや装飾等を行うこと。
- ・会場使用料は発注者負担とし、委託料に含まない。
- ・その他、会場準備や備品の借り上げ等、会場設営に必要な費用は受注者負担とする。

※出店料（出展者が主催団体へ支払う額）は、他の開催イベントの開催状況を勘案し、1 日 3,500 円程度を想定とし、本委託事業者の収入とする。

(3) 広報業務

- ・ポスター、チラシ、SNS、メディアなどの各種広報媒体を用いて、来場者向けの効果的な広報を提案し実施すること。
- ・出展者のSNS等によるPRについて支援すること。

(4) その他 実施に必要な業務

(5) 成果品の提出

実施後、以下の成果品を提出すること。

- ・業務実績報告書(数量的な事業効果を含むもの)紙媒体1部
- ・上記のデーター式(ワード、エクセル又はPDFデータ)
- ・ポスター、チラシ等の広報物

6 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当館と協議して実施するものとする。
- (2) イベント中止の判断については、当館の判断により決定する。また、その際の委託費用について、原則それまでにかかった費用を示す書類の提出を受け、協議する。
- (3) 本仕様書は本業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、契約後、当館と受託者の協議により、改めて決定する。
- (4) 受託者は、契約締結後速やかに、実施内容、実施工程をまとめた実施計画書を作成し、当館の確認を受けること。
- (5) 当館と受託者との打合せ後は、その議事録(概要)を提出すること。
- (6) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当館に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 業務遂行において疑義が生じた場合は、当館と協議し、その指示に従うこと。
- (8) 当館は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるとする。
- (9) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (10) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (11) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに当館に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)および成果物のうち当館又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって当館に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著

作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- (12) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)第2条に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 当館に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当館と協議を行うこと。

- (13) 受託者が(12)のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

- (14) 障がいを理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。